

6. 《平安時代に武士が生まれた一般的説明》

平安時代は、国司が管轄する口分田だけでなく、貴族が領有する荘園が増加し、両者が混在する時代が変わっていきます。口分田の中にも、個人が所有する名田（みょうでん）が出現し、また荘園の中にも、個人所有の治田（はりた）が出現してきます。（注1）

これらの個人所有者は、国司の横暴から自分の土地を守るために武装するようになりました。これが武士のはじまりです。それは、標準的に以下のような経過を辿ります。（図を参照）

- ① 荘園が現れる前：中央政権から、口分田が、公民に与えられる。
- ② 初期荘園：力のある貴族や大寺社により、灌漑水路が造られて、墾田が進む。
- ③ 中期荘園：地方豪族が灌漑水路を整備して、開発が進む。
- ④ 最盛期の荘園：節税対策として、多くの荘園が中央貴族や大神社・大寺社に寄進される。（注2）

関東地方は、この標準的説明とは違った要素を加味しなければなりません。その要素こそ、坂東武士を誕生させたのであり、武家政権を樹立させた背景にあります。

その要素とは何か、次号から、歴史を辿りながら、明らかにしていきます。

注1：土地所有を定めた法律は、班田収受法（646年発布とされ、701年大宝律令で確立）から、三世一身法（723年発布）、墾田永年私財法（743年発布）と変わります。

注2：平安中期にかけて、私有開墾地における免税措置（不輸）や権力者の立ち入り禁止措置（不入）の権利が確立していきます。地方豪族たちは、その権利を手中に収めた中央貴族や寺社に私有開墾地を寄進して節税していきました。

図の制作・著作は、玉川学園 多賀譲治

①



②



③



④

